

中央区 男女共同参画 行動計画 2018

平成30(2018)年度～平成34(2022)年度

平成30(2018)年3月



中央区

「中央区男女共同参画行動計画 2018」の策定にあたって

本区では昭和 62 年に最初の行動計画を策定して以来、男女共同参画社会の実現に向けて全庁を挙げて取り組み、平成 5 年には女性団体の活動を支援するためその活動拠点として女性センター「ブーケ 21」を開設いたしました。同時に情報誌の発行など啓発活動や女性への就労支援、ワーク・ライフ・バランスの推進、家庭や職場でのさまざまな問題に的確に対応する相談事業の充実など、女性の自立支援や男女共同参画の推進を図るため、各種施策の実施・充実に努めてまいりました。

この間、国においては「第 4 次男女共同参画基本計画」の策定、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の制定など、男女共同参画の実現に向けた新たな法制度等の充実が図られました。また、東京都においても「女性活躍推進白書」、「男女平等参画推進総合計画」が策定されました。

本区におきましては、男女共同参画を取り巻く社会情勢の変化や本区の現状を踏まえ、平成 29 年度末をもって計画期間が満了となる「中央区男女共同参画行動計画 2013」を改定し、平成 30 年度から平成 34 年度までを計画期間とする「中央区男女共同参画行動計画 2018」を策定いたしました。この計画は配偶者暴力防止法に基づく「中央区配偶者暴力対策基本計画」に加え、平成 27 年に制定された女性活躍推進法に基づく「中央区女性活躍推進計画」も新たに包含し、女性がその能力を十分に発揮し職業生活で一層活躍するとともに、すべての区民がいきいきと暮らすことができる豊かで活力ある地域社会を築いていくための施策推進の基盤となるものであります。

男女共同参画が目指すところは、「人権が尊重され、男女の区別なく、一人一人が持てる能力を思う存分発揮し、仕事、家庭、地域などで自らの意思に基づき多様な生き方を選択でき、誰もが豊かな人生を送ることができる社会」をつくることにあります。男女共同参画社会の実現は、本区に住み、働き、集うすべての方々との連携・協働が不可欠であります。今後とも、区議会をはじめ区民、事業所の皆さま方のご理解・ご協力をお願い申し上げます。

計画策定にあたり、ご尽力いただきました男女共同参画推進委員会をはじめ区民の皆さまに心から御礼申し上げます。

平成 30 年 3 月

中央区長 矢 田 美 英

目 次

I	計画の基本的な考え方	1
1	計画策定の目的	3
2	計画策定の背景	3
3	計画の位置付け	6
4	計画の期間	6
5	基本理念と目指す方向	7
6	基本目標	7
7	計画の体系	8
II	基本目標と取り組むべき課題	11
	基本目標1 女性の活躍の推進〔中央区女性活躍推進計画〕	13
1-1	働く場における女性の活躍推進	14
1-2	女性の就労支援	17
1-3	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた支援	22
1-4	子育てや介護に対する支援の充実	26
1-5	生活の場への男性の参画促進	30
	基本目標2 男女平等を阻む暴力の根絶〔中央区配偶者暴力対策基本計画〕	33
2-1	セクシュアル・ハラスメントなどの防止	34
2-2	配偶者等からの暴力の防止	36
2-3	配偶者等からの暴力被害者の支援	39
	基本目標3 人権が尊重され、多様な生き方を認め合う社会の形成	43
3-1	男女平等の意識づくり	44
3-2	子どもの個性や能力を育む学校教育の充実	47
3-3	男女の生涯にわたる健康支援	50
3-4	ひとり親家庭や単身世帯などへの支援	54
	基本目標4 さまざまな場への男女共同参画の促進	59
4-1	政策・方針決定過程における女性の参画促進	60
4-2	地域活動における男女共同参画の促進	64
4-3	男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の推進	67

基本目標5 男女共同参画社会の実現に向けた人材育成と拠点施設の活用 . . . 71

5-1 地域の活動で中心的な役割を果たす女性の人材、
グループ・団体の育成 72

5-2 女性センター「ブーケ21」のさらなる活用と近隣施設との連携 76

Ⅲ 計画の推進に向けて 79

1 計画推進体制の充実 81

2 区民、NPO などや事業所との協働による計画の推進 82

3 区職員に対する男女共同参画の理解徹底 83

4 国、東京都との連携 83

資料編 85

1 中央区男女共同参画推進委員会 87

2 中央区男女共同参画に関するアンケート調査の概要 90

3 用語集 127

